

5 戦後改革と保育制度

1 保育の理念と目的

① 基本的人権と保育

昭和20(1945)年夏、戦争終結後の混乱のなかで、新しい日本の建設が開始された。物資の欠乏は著しかったが、戦災で施設・設備を失った学校でさえ、9月の新学期から青空のもとで授業が開始されるなど、次の世代に託す希望は大きかった。

昭和21(1946)年、「日本国憲法」が公布された。そこには、「国民民主権」「戦争放棄」と並んで「基本的人権」の保障が明記された。それは「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる」ものであり、そのなかには次のような権利が含まれていた。

「法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」(第14条)

「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」(第25条)

「その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」(第26条)

「勤労の権利を有し、義務を負ふ」(第27条)

昭和22(1947)年の「教育基本法」は、その前文において、日本国憲法の理想の実現は、「根本において教育の力にまつべきものである」と宣言し、教育の目的^{注5}を明示した。

同じ年に公布された「児童福祉法」もまた、次のように述べて、すべての子どもの健全育成と生活の保障を、実現すべき理念として掲げた。

「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」(第1条)

さらに、昭和26(1951)年には「児童憲章」が制定された。この憲章は、「日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために」定められたもので

注5

教育の目的 人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない

あった。法的拘束力を備えた文書ではなかったが、適切な養育や保護、教育は、子どもの権利であるという考え方を、広く人々の間に浸透させる役割を果たした。

②保育の二元化

戦後の新しい教育制度において、幼稚園は、「学校教育法」(昭和22〔1947〕年制定)の定める学校となり、教育行政をつかさどる文部省の所管となった。その目的は、次のようであった。

「幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする」(第77条)

戦前の託児所は、「児童福祉法」(昭和22〔1947〕年)の定める児童福祉施設の1つ、「保育所」として制度化され、厚生省の所管となった。保育の実施に関しては、国および地方自治体の責任が明記された。

「国民及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」(第2条)

「市町村長は、保護者の労働又は疾病等の事由により、その監護すべき乳児又は幼児の保育に欠けるところがあると認めるときは、その乳児又は幼児を保育所に入所させて保育しなければならない」(第24条)

保育所の目的については、以下のように規定された。

「保育所は、日日保護者の委託を受けて、その乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする」(第39条)

なお、第39条の規定は、昭和26(1951)年の改正で「保育に欠ける」という文言が追加され、「保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること」となった。以後、保育所の利用は、保育に欠ける子どもに限定されるようになり、すべての子どもの健全育成という側面が後退する。この「保育に欠ける」という文言は、平成27(2015)年の「子ども・子育て支援法」の施行にともない、「保育を必要とする」に改められ、現在に至っている。

戦前は、幼稚園、託児所いずれにおいても保母とよばれた保育者の名称も変わった。幼稚園の保育者は小学校以上と同じ「教諭」になり、保育所では「保母」となった。資格と養成についても、別々に整備が進んだ。

幼稚園教諭については、昭和24(1949)年の「教育職員免許法」

保母

平成10(1998)年の「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令」により、保母の名称は保育士に改められ、平成11(1999)年に施行された。

に基づき、小学校以上の教員養成と同様に、原則として大学で4年ないし2年以上をかけて養成されることとなった。公費による養成は義務教育が優先されたために、幼稚園教員養成は主に私立機関が担った。

保育所の職員については、昭和23(1948)年の「児童福祉法施行令」(第13条)によって保母という資格が定められ、「ア. 保母養成校等の卒業、イ. 保母試験合格、ウ. 現任者の認定(暫定措置)」のいずれかの要件を満たした者に対して授与されることになった。施行令に基づいて、修業年限2年の保母養成施設の整備が進んだ。

このように幼稚園と保育所は、どちらも保育の場と認められながらも、異なった法律に基づく施設として出発した。制度の整備が進み、文部省と厚生省がそれぞれの立場から保育についての考え方を打ち出していく過程で、それぞれの機能の違いがより鮮明に主張されるようになった。

2 保育の内容基準

.....

①文部省「保育要領」の刊行

昭和23(1948)年、文部省は「保育要領」を刊行した。これは国の基準を示したものではなく、幼稚園、保育所、家庭に共通の保育の手引として出されたものであった。その概要は、以下のようであり、「まえがき」で児童中心の保育理念が述べられていた。

一. まえがき

(略)学理と経験にもとづいた正しい保育の仕方を普及徹底して、国の将来をになう幼児たちを心身ともに健やかに育成していくことに努めなければならない。(略)幼児期には(略)他の時期とは著しく異なつた特質がある。幼児には幼児特有の世界があり、かけがえのない生活内容がある。

(略)出発点になるのは子供の興味や要求であり、その通路となるのは子供の現実の生活であることを忘れてはならない。(略)よき芽生えが自然に伸びていくのでなければならない。教師はそうした幼児の活動を誘い促し助け、その生長発達に適した環境をつくることに努めなければならない。

二. 幼児期の発達特質

- 三. 幼児の生活指導
- 四. 幼児の生活環境
- 五. 幼児の一日の生活
 1. 幼稚園の一日 2. 保育所の一日 3. 家庭の一日
- 六. 幼児の保育内容—楽しい幼児の経験—
 1. 見学 2. リズム 3. 休息 4. 自由遊び 5. 音楽
 6. お話 7. 絵画 8. 製作 9. 自然観察
 10. ごっこ遊び・劇遊び・人形芝居 11. 健康保育
 12. 年中行事
- 七. 家庭と幼稚園 (以下、略)

②厚生省による保育の手引作成

厚生省は、新しい児童福祉施設としての保育所が、その理念とするところを等しく具現化できるように、精力的に手引の作成を行って、全国的に共通な運営の枠組みづくりを進めた。

児童局編集の「保育所運営要領」(昭和25年)はその最初の試みである。保育所の任務を次の4点に整理し、さらに職員の資質、施設の設備、運営に関わる問題、その他にわたって述べている。

- (一) 児童を保護者の勤務のため要する時間中預かるべきこと
- (二) 保護者に代わって児童の文化的、衛生的習慣を養うべきこと
- (三) 児童福祉の立場から児童の保護者を指導すること
- (四) 保育所の社会的使命(地域への働きかけを果たすこと)

保育所運営要領では、保育内容を「乳児の保育」「幼児の保育」「学童の指導」「家庭の指導」に分けて示し、乳児ならびに幼児に関しては、それぞれの具体的な内容をあげ、1日のプログラム、年間のカリキュラムについて述べていた。

その後、「保育指針」(昭和27年)、「保育の理論と実際」(昭和29年)と、手引書の発行が続いた。前者は、すべての児童福祉施設における保育のためにまとめられたもの、後者は保母養成課程「保育原理」の教科書として編纂されたもので、厚生省児童局の職員と各分野の学識経験者が分担執筆した。

6 高度成長期以降の保育

1 保育制度の充実と改革

① 幼稚園・保育所の関係

日本の経済は、朝鮮戦争の特需を契機に急速な復興をみせ、昭和30(1955)年を境にいわゆる高度成長期に入る。1960年代には「国民所得倍増計画」が打ち出されるなかで、人的能力開発が重要な政策課題となり、産業界の教育に対する要請が高まった。産業構造が転換するにつれ、人々は農山漁村から工業地帯へと移り住み、都市への人口集中が進んだ。地域社会と家族が大きく変貌し、人々の子育てにむける関心や教育にかける期待が変わった。

幼児期の重要性が広く知られるようになると、幼稚園に対する需要が高まった。しかし、義務教育や義務教育後の学校教育の拡充が優先されたことから、供給が追いつかない状態が続いた。

1960年前後より、女性の権利を擁護する立場から「保育の社会化」が主張されるようになった。男女平等社会の実現に希望を託して職に就いたにもかかわらず、子育てのために職場を去らなくてはならなかった母親たちや、貧弱な労働条件のもとで保育所保育に携わる保母たちが中心となって、「ポストの数ほど保育所を」をスローガンに、政府や自治体に保育所整備の拡充と、職員の待遇改善を求める運動を展開した。

政府はこのような保育要求の高まりに応じて、1960年代後半から1970年代をとおして、幼稚園教育の振興策を推し進め、保育所の整備を行った。その過程で以下のような調整が図られ、幼稚園と保育所の違いはますます強調されるようになった。

昭和38(1963)年、文部省と厚生省は、各都道府県に対して共同通達「幼稚園と保育所との関係について」を出し、両者は「明らかに機能を異にする」ことをふまえて「それぞれがじゅうぶんにその機能を果たしうるように充実整備する」こと、「保育所のもつ機能のうち、教育に関するものは、幼稚園教育要領に準ずること」を求めた。また、幼稚園と保育所の普及にあたっては、それぞれに「重複や偏在を避けて適正な配置が行われること」「保育に欠ける幼児」以外は、幼稚園に入園させることなどを求めた。

② 少子化の進行と子育て支援制度の構築

昭和40年代後半(1970年代前半)に迎えた第2次ベビー・ブームが去ると、200万人台にのぼっていた出生数は再び減りはじめ、ブーム前の水準を下回るようになった。平成元(1989)年には、合計特殊出生率がそれまでの最低数値を下回る1.57を記録した。政府は、平成6(1994)年に「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」(エンゼルプラン)を、平成11(1999)年には「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」(新エンゼルプラン)を策定して、仕事と子育ての両立支援など、子どもを産み育てやすい環境づくりに乗り出した。しかし、少子化の流れは止まらなかった。平成元(1989)年から120万人前後で推移していた出生数は、平成11(1999)年以降は110万人台に、さらに平成17(2005)年には100万人台へと落ち込んだ(表3-1)。

少子化対策の効果が現れない一方で、児童虐待数の増加や子どもの育ちの変化^{注6}等から、家庭や地域の子育て力の低下が強く懸念されるようになった。それに対応して、次代の社会を担う子どもを養育する家庭を社会全体で支援する観点から、平成15(2003)年に「次世代育成支援対策推進法」「少子化社会対策基本法」が制定された。

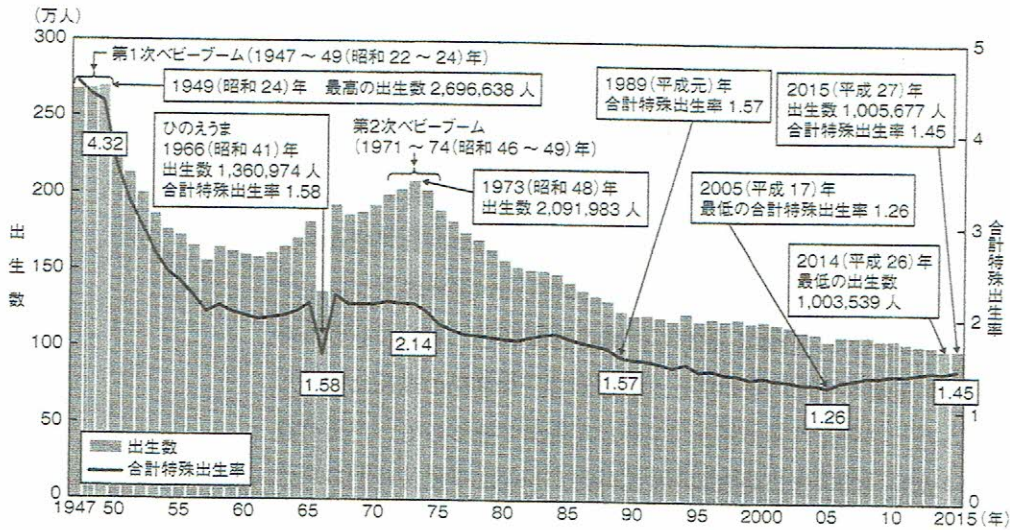
平成17(2005)年、合計特殊出生率は1.26と過去最低を記録し、少子化対策の抜本的な拡充、強化、転換が差し迫った課題となった。この年に策定された「新しい少子化対策について」は、家族・地域のきずなの再生や社会全体の意識改革を図るための国民運動の推進とともに、妊娠・出産から高校・大学生期に至るまでの子育て支援策が掲げられた。平成19(2007)年には、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に基づき、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」および「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が決定された。その後の政策の展開については、序章第3節に詳しい。

この間に、保育所に申し込んでも入れない子ども(待機児童)の数が、都市部を中心として大幅に増えた。待機が生じた自治体では、保育所の新設や既存保育所での受け入れ拡大等、解消に向けた対策を講じたが、待機児童数が2万人を下回することはほとんどなかった(表3-2)。希望はあっても、入所を最初からあきらめて申し込みをしない「潜在的な待機」数は、これよりはるかに大きいと推定された。

注6 ……………

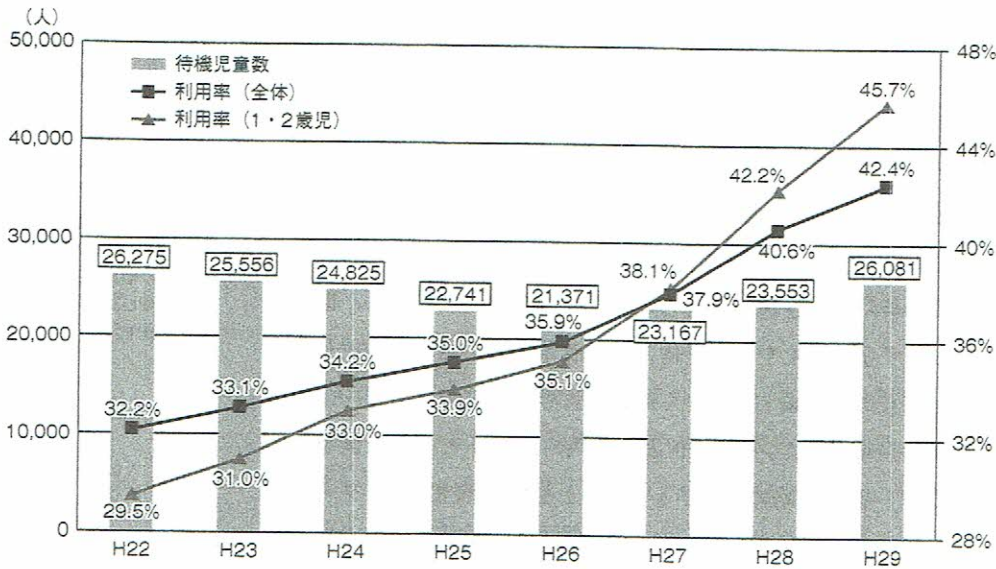
育ちの変化 中央教育審議会答申「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」(平成17年)では、以下の6項目を挙げている。
①基本的な生活習慣の欠如
②コミュニケーション能力の不足
③自制心や規範意識の不足
④運動能力の低下
⑤小学校教育への不応
⑥学びに対する意欲・関心の低下。

表3-1 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



出典：内閣府「平成29年版少子化社会対策白書」全体版3頁

表3-2 保育所等待機児童数及び保育所等利用率の推移



出典：「保育所等関連状況取りまとめ (平成29年4月1日)」(厚生労働省 Press Release 平成29年9月1日)

緊急性が増す一方の待機児童対策と並んで、保育ニーズの多様化や幼保間の役割の均質化を背景とする制度改革の必要性も高まっていた。平成18(2006)年、新たに、幼稚園と保育所の両方のよさをあわせもつ「認定こども園」が制度化された。その普及は、最初はゆっくりとしたものであったが、平成29(2017)年には5,000か所を超え、保育施設数(幼稚園、保育所、認定こども園数の合計)の

10%以上を占めるまでになった。また、平成22(2010)年には、新たな子育て支援サービスの1つとして「家庭的保育事業」が児童福祉法に位置づいた。家庭的保育(通称「保育ママ」による保育)は、一定の資格要件を満たす保育者が自宅で少人数の3歳未満児を保育するもので、その法制化は、これまで施設型を中心に整備されてきた保育制度に新しい道を拓くものであった。

2 保育の内容基準の刷新

.....

① 「幼稚園教育要領」

文部省は、昭和31(1956)年に「保育要領」を改訂し、新しい要領を「幼稚園教育要領」として示した。

幼稚園教育要領は、「まえがき」において「幼稚園の保育内容について、小学校との一貫性を持たせるようにした」と述べ、幼稚園の教育目標をより具体的に示した。それを達成するために有効適切な経験を、「健康」「社会」「自然」「言語」「音楽リズム」「絵画製作」の6領域に整理し、領域ごとに「幼児の発達上の特質」と「望ましい経験」を列挙した。

この領域区分は、内容を組織的に考え、指導計画を立案するための便宜から行ったものであって、「小学校以上の学校における教科とは、その性格を大いに異にする」ことが強調された。その一方で、指導計画の作成にあたっては、「小学校の教育課程を考慮して計画すること」を求めている。

昭和39(1964)年、幼稚園教育要領は改訂されるとともに告示化された。この改訂では、保育内容は6領域のままであったが、旧要領では「望ましい経験」としてあげてあったものが、「幼稚園教育の目標を達成するために、原則として幼稚園終了までに幼児に指導することが望ましいねらいを示したもの」に変わった。

その後、幼稚園教育要領の改訂は25年間行われなかった。その間に幼稚園教育は著しい普及を見た。昭和35(1960)年に30%台にのった5歳児就園率は、以後順調に伸び、昭和54(1979)年には、過去最高の64.4%を記録した。この急速な拡大を支えたのは私立幼稚園であったが、5歳児人口はその少し前から減少に転じており、幼稚園は園児獲得に苦慮するようになる。各幼稚園は、特色を出すために早期の文字・数学学習や、運動、情操教育等に力を入れはじめ、1980

年代の後半には、幼稚園の過剰な教育が懸念されるようになった。

平成元(1989)年、文部省は新しい時代の要請に応えるために、幼稚園教育要領を全面的に改訂し、幼稚園教育の基本を「環境を通して行うもの」とし、幼児一人ひとりの主体的な活動が重視されるべきことを強調した。そして、幼稚園修了までに育つことが期待される心情、意欲、態度などを「ねらい」としてあげ、そのねらいを達成するために指導する事項を「内容」とし、それらを「幼児の発達の側面から」、「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5つの領域にまとめて示した。

幼稚園教育要領はその後、平成10(1998)年、平成20(2008)年、平成29(2017)年とほぼ10年ごとに改訂を重ね、今日に至っている。

平成10(1998)年の改訂では、総則の「幼稚園教育の基本」において、教師が「幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成」すべきことや、幼児の活動の場面に応じて「様々な役割を果たし、その活動を豊かに」すべきことが明確に示された。また、「生きる力の基礎を育成」という文言が「幼稚園教育の目標」に組み込まれ、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながる創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うという方向性が示された。そのほか、小学校との交流や連携の強化、幼稚園運営の弾力化もめざされた。

平成18(2006)年、教育基本法がはじめて改正された。新しい教育基本法には、義務教育開始前の段階の教育に関わる2つの条文が加わった。第10条(家庭教育)と第11条(幼児期の教育)である。

平成20(2008)年の改訂は、教育基本法の改正をふまえて行われ、総則の冒頭には「幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」という同法第11条からの引用がおかれた。また、総則に「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など」(いわゆる「預かり保育」)の節が設けられ、そのあり方が明確にされた。保育内容に関しては、自信や協同性、規範意識といった文言が加わった。

平成29(2017)年の幼稚園教育要領改訂は、27(2015)年の「子ども・子育て支援新制度」スタート後に行われたはじめての改訂である。新たに前文がおかれ、そのなかで、教育基本法の掲げる目的及び目標の達成には教育課程が必要であり、「幼稚園教育要領とは、教育課程の基準を大綱的に定めるものである」ことが明確にされ

た。総則では、これまでの「幼稚園修了までに育つことが期待される生きる力の基礎となる心情・意欲・態度」にかわって、「幼稚園教育において育みたい資質・能力」の3つの柱が掲げられ、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が10項目にわたって示された。また、従来の幼稚園教育要領では、最終章を構成していた指導計画に関する記述が総則に移され、「幼児理解に基づいた評価」が新設された。

② 「保育所保育指針」

昭和40(1965)年、厚生省は昭和38(1963)年の文部省との共同通達をふまえて、最初の「保育所保育指針(以下、保育指針)」を作成し、通知した。

保育指針では、学齢までの乳幼児を7つの年齢区分に分けて、それぞれの年齢区分ごとに1つの章を立てて保育内容を示した。また、養護と教育の一体的な提供がうたわれ、4歳以上の教育の内容は、幼稚園教育要領に準じて6領域に分けて示された。

その後、保育指針は、幼稚園教育要領の改訂に呼応しながら、平成2(1990)年、平成11(1999)年、平成20(2008)年、平成29(2017)年と改定を重ねてきた。

平成2(1990)年の改定は、保育指針策定後初めての改定で、25年の歳月のなかで多様化した保育需要や、その間の保育研究・実践の進歩をふまえて行われた。年齢区分については、「1歳3か月未満」という年齢区分が、「6か月未満」とそれ以後とに分割され、全体が8区分となった。こうして、乳児の保育内容がより詳細に示されるとともに、「保育の計画作成上の留意事項」(第11章)のなかに「障害児に対する保育」が明記された。保育の内容は、「生命の保持及び情緒の安定にかかわる事項」と、保母の援助により「子どもが身につけることが望まれる心情・意欲・態度などを示した事項」から構成され、3歳未満児についてはこれらが一体的に示された。3歳以上児については、前者は「基礎的事項」としてまとめられ、後者は幼稚園教育要領に準じて、6領域から5領域に改められて提示された。

平成11(1999)年の保育指針改定は、共働きの一般化、保育所利用の低年齢化や長時間化、児童虐待件数の増加など、子どもを取り巻く状況の急激な変化を背景として行われた。この改定では、年齢

区分が「発達過程区分」へと変更されたほか、「健康・安全に関する留意事項」(第12章)において、「虐待などへの対応」「乳児保育についての配慮」が明記された。新たに立てられた第13章では、保育所に対して「地域における子育て支援及び職員の研修など」に努めるよう求めた。

なお、これまで保母という呼称で親しまれてきた保育担当職員は、平成10(1998)年の児童福祉法施行令の改正(平成11[1999]年施行)により「保育士」という名称に変更され、平成13(2001)年の児童福祉法改正(平成15[2003]年施行)により国家資格となった。

平成20(2008)年版保育指針は、厚生労働大臣「告示」として定められ、幼稚園教育要領と同等の基準性をもつ文書となった。それにともない、大綱化が図られた。記載内容は、基本的なことがらにしばられ、全7章にまとめられた。併せて解説書が刊行され、保育指針のめざす理念の浸透や実践の豊潤化を促した。総則には、「保育所の役割」と「保育所の社会的責任」の節が新設され、保護者に対する支援と指導、地域の子育て家庭に対する支援など、保育所の果たすべき役割と責任が明記された。従来の指針では年齢区分/発達過程区分ごとに章を改めて詳細に示されていた保育内容は、1つの章にまとめられ、各園の創意工夫に任されるところが増えた。また、養護と教育のとらえ方とその一体的展開が明確化され、保育課程の編成、自己評価の実施及び結果の公表、食育の推進などが、新たに求められるようになった。

平成29(2017)年の改定は、保育所利用児と待機児の増加、子ども・子育て支援新制度の施行などを背景として行われた。改定は、乳児・1歳以上3歳未満児保育の記載の充実、幼児教育の積極的な位置づけ、「子育て支援」の章の新設などの方針^{注7}で行われて、現行の保育指針は全5章からなる。詳細は序章を参照されたい。

注7 ……………
従前の保育指針第6章「保護者に対する支援」を「子育て支援」と改め、「全ての子どもの健やかな育ちを実現すること」を目標に掲げた。

④ 幼保連携型こども園教育・保育要領

平成18(2006)年、認定こども園が法制化されたが、その内容にかかわる考え方を示す基準がなく、各園は、幼稚園年齢児の教育課程に係る教育時間については幼稚園教育要領を、それ以外については保育指針に準拠して指導計画を立てていた。その後、平成26(2014)年に「幼保連携型こども園教育・保育要領(以下、教育・保育要領)」が告示され、翌27(2015)年から施行されていたが、平成

29(2017)年の幼稚園教育要領の改訂、保育指針の改定に併わせて、教育・保育要領も改訂された。

平成26年の教育・保育要領は、第1章総則、第2章ねらい及び内容、第3章指導計画作成に当たって配慮すべき事項から成っていた。全体的に幼稚園教育要領の形式に準拠しつつ保育指針の内容を組み込み、認定こども園として特に配慮すべき内容を掲げていた。平成29(2017)年の改訂では、幼稚園教育要領改訂、保育指針改定をふまえて、両者との整合性が確保された。全体の構成は、第1章 総則、第2章 ねらい及び内容並びに配慮事項、第3章 健康及び安全、第4章 子育ての支援となっている。

引用文献：

- * 1. ルソー著、長尾十二三他訳『エミール1』世界教育学選集、明治図書、1967年、9頁
- * 2. 荘司雅子著『フレーベルの生涯と思想』玉川大学出版部、1975年、102～103頁
- * 3. 利島知可子「オベルリンの幼児保護施設」荘司雅子編『幼児教育の源流』明示図書、1977年、106頁
- * 4. オーエン著、斎藤新治訳『性格形成論—社会についての新見解—』明治図書、1974年、11頁
- * 5. デューイ著、市村尚久訳『学校と社会・子どもとカリキュラム』講談社、1998年、96頁
- * 6. アイザックス著、梶瑞希子著訳『幼児の知的発達』明治図書、1989年、163～164頁

参考文献：

- 7. McMillan, M. : Education Through the Imagination, London, Swan Sonnenschine, 1904
- 8. 石附実『教育博物館と明治の子ども』福村出版、1986年
- 9. 岩崎次男編著『近代幼児教育史』明治図書、1979年
- 10. 岩崎次男編著『幼児保育制度の発展と保育者養成』玉川大学出版部、1995年
- 11. 岩崎次男『フレーベル教育学の研究』玉川大学出版部、1999年
- 12. 上野千鶴子『家父長制と資本主義』岩波書店、1990年
- 13. 梅根悟著『ルソー「エミール」入門』明治図書、1972年
- 14. 浦辺史・穴戸健夫・村山祐一編『保育の歴史』青木書店、1983年
- 15. 江藤恭二『新版 子供の教育の歴史—その生活と社会背景を見つめて—』名古屋大学出版会、2008年
- 16. 岡田正章他編『戦後保育史第一巻』フレーベル館、1980年
- 17. 小原國芳・荘司雅子監修『フレーベル全集第4巻幼稚園教育学』玉川大学出版部、1881年
- 18. 上笠一郎『日本子育て物語』筑摩書房、1991年
- 19. 上笠一郎・山崎朋子『日本の幼稚園』ちくま学芸文庫、1994年
- 20. 久保いと・田中未来編著『子どもの生活と保育の歴史』川島書店、1984年

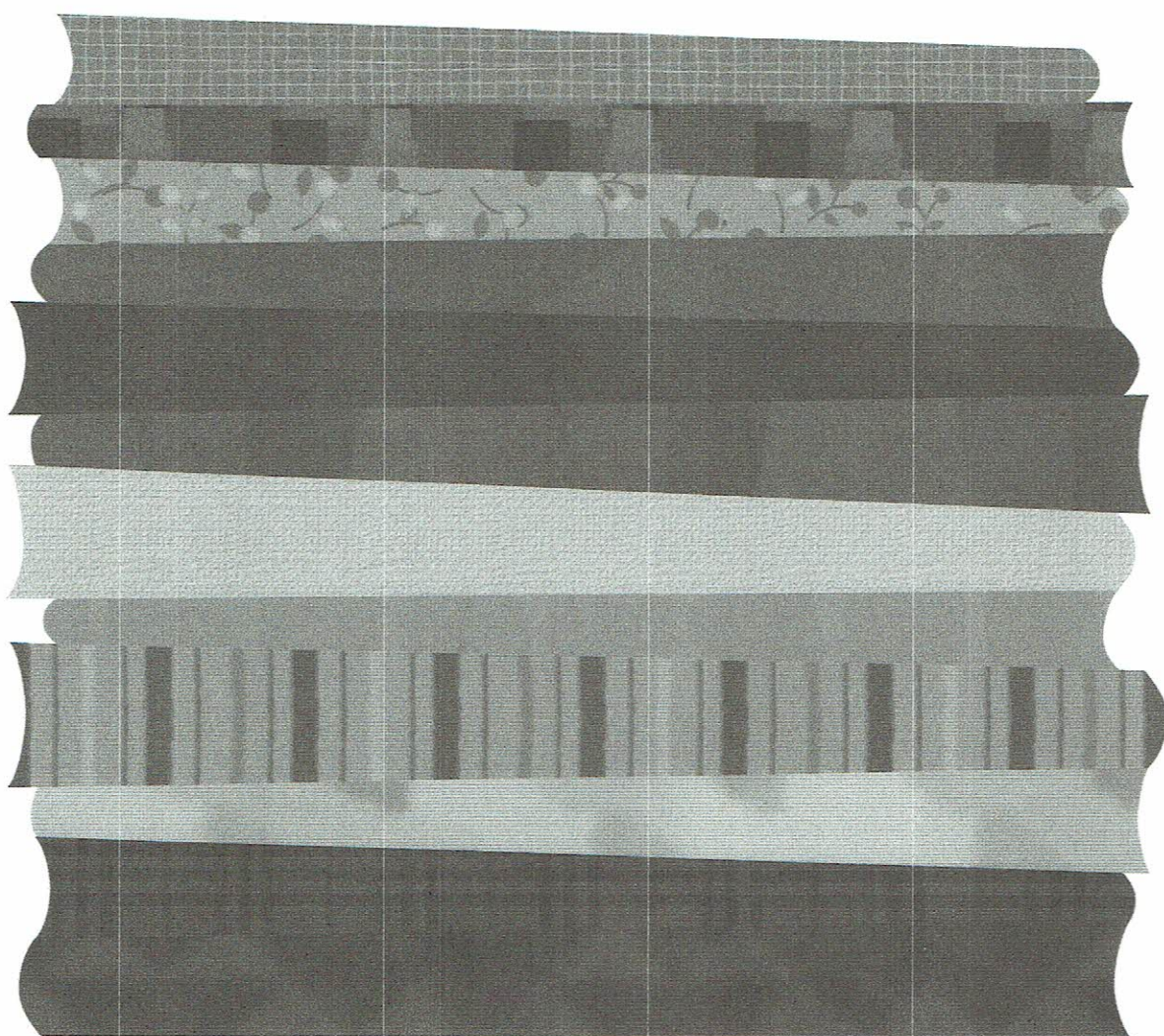
改訂
3版

新 保育士養成講座

第1巻

保育原理

新 保育士養成講座編纂委員会／編



全国社会福祉協議会